

稲城市中小規模飲食店舗出店補助事業

稲城市では、市内商業の活性化及び賑わいの創出を図るため、市内で初めて飲食店舗を出店する方に対し、出店費用の一部を補助します。

詳細及び申請書類は、市ウェブサイトをご覧ください。

<受付期間>

令和 **7** 年 **4** 月 **1** 日から

令和 **8** 年 **1** 月 **30** 日まで

※窓口受付時間は8時30分～17時（土日祝日は除く）

※郵送の場合は当日消印有効



<申請方法>

(1) 事前に経済課商工係までお問い合わせください。

(2) 稲城市役所6階 経済課商工係に持参または郵送で申請書類一式をご提出ください。

※交付申請書、誓約書及び要件確認チェックシートは市ウェブサイトからダウンロードができます。

【申請に必要な書類】

- ① 交付申請書（様式第1号）
- ② 市税の納付状況を確認できる納税証明書（原本）
- ③ 個人事業の開廃業等届出書の写し（個人事業者に限る）
- ④ 登記事項証明書（法人に限る）
- ⑤ 許認可証の写し（許認可を要する事業に限る）
- ⑥ 補助対象経費の明細のわかる書類（請求書等）
- ⑦ 補助対象経費の支払ったことわかる書類（領収書等）
- ⑧ 誓約書（様式第2号）
- ⑨ 出店店舗を管轄する商店街又は稲城市商工会への入会がわかる書類の写し
- ⑩ 要件確認チェックシート
- ⑪ オープン日のわかるチラシ等の写し

<市ウェブサイト>

◆ トップページ ⇒ 産業・しごと ⇒ 創業 ⇒ 稲城市中小規模飲食店舗出店補助事業

◆ 二次元コードから確認する場合はこちら



<書類送付・問い合わせ先>

〒206-8601

稲城市東長沼2111 産業文化スポーツ部経済課商工係

電話:042-378-2111(内線674)



<補助対象者>

次の両方に該当する方

- (1) 初めて市内で飲食店を出店し、開店の日から5ヵ月以内の方
- (2) 中小企業基本法第2条第1項第3号（サービス業）に規定する中小企業者
※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業を行う者を除く
※申請者本人が自ら店舗営業を行わない方、市税等を滞納している方等は対象外となります。
詳細は市ウェブサイトをご確認ください。

<補助対象店舗>

次の(1)から(8)をすべて満たす店舗である方

- (1) 市内商業の活性化に寄与する飲食店舗であること
- (2) 店舗面積が15平方メートル以上であること
- (3) 店舗内に飲食スペースを設置していること
- (4) 関係する法令に違反する店舗ではないこと
- (5) 公序良俗に反する店舗でないこと
- (6) 政治活動又は宗教活動を行う店舗ではないこと
- (7) 午前6時から午後7時までの間に1日当たり3時間以上の営業を行うこと
- (8) 1週間当たり4日以上営業を行うこと



<補助対象経費・補助率>

補助対象経費	補助率
内装工事費	2分の1以内とする。ただし、予算の範囲内及び60万円を限度とする。
外装工事費	
電気設備工事費	
ガス設備工事費	
水道設備工事費	
空調設備工事費	
その他の工事費	

※ただし、消費税及び地方消費税は補助対象経費から除く。

